第一八類　ココア及びその調製品

一八・〇一―一八・〇五	ＣＴＨ　ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の三十パーセントを超えないこと。
一八・〇六	ＣＴＨ　ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の三十パーセントを超えないこと。

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

一九・〇一	ＣＣ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇一項、第一〇・〇三項、第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の二十パーセントを超えないこと。
一九・〇二	ＣＣ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇一項の非原産材料の重量が産品の重量の九十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。
一九・〇三	ＣＣ。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないことを条件とする。
一九・〇四	ＣＣ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇一項、第一〇・〇三項、第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の三十パーセントを超えないこと。
一九・〇五	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇三項、第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の三十パーセントを超えないこと。

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

二〇・〇一	ＣＣ　生産において使用される第七類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
二〇・〇二―二〇・〇三	ＣＴＨ。ただし、生産において使用されるささげ属又はいんげんまめ属の豆、えんどう（ピスム・サティヴム）、パイナップル、オレンジ、ばれいしょ及びアスパラガスが締約国において完全に得られるものであることを条件とする。
二〇・〇四―二〇・〇八	ＣＴＨ。ただし、生産において使用されるパイナップル、オレンジ、トマト、りんご及びぶどうが締約国において完全に得られるものであることを条件とする。
二〇・〇九	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の二十パーセントを超えないこと。

第二一類　各種の調製食料品

二一・〇一	ＣＣ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇三項の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
二一・〇二―二一・〇三・一〇	ＣＴＨ
二一・〇三・二〇	ＣＣ（第〇七・〇二項及び第二〇・〇二項の材料からの変更を除く。）
二一・〇三・三〇	ＣＴＳＨ。ただし、非原産であるマスタードの粉は、使用することができる。
二一・〇三・九〇	ＣＴＳＨ
二一・〇四	ＣＴＨ　ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇三項の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
二一・〇五	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇三項の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の三十パーセントを超えないこと。
二一・〇六	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第一二一二・九九号のうちのこんにゃくの材料が締約国において完全に得られるものであること。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇一項の非原産材料の重量が産品の重量の三十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇三項の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一〇・〇六項の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の三十パーセントを超えないこと。

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

二二・〇一	ＣＴＨ　ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。
二二・〇二	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の四十パーセントを超えないこと。